

岩手県告示第364号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第15条第1項の規定に基づき、公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事を次のとおり完了する。

平成22年4月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共下水道の名称 二戸市特定環境保全公共下水道
- 2 工事の区間
  - (1) 幹線管渠
    - ア 二戸市浄法寺町向田41番地1地先から漆沢中前田80番地4地先まで
    - イ 二戸市浄法寺町漆沢上前田68番地3地先から下夕前田21番地1地先まで
  - (2) 終末処理場 二戸市浄法寺町向田41番地1地先
- 3 工事の内容 幹線管渠及び終末処理場の設置
- 4 工事の完了の日 平成22年3月25日